

平成 25 年 7 月 30 日

福島県産業復興相談センター

福島産業復興機構による債権買取の第 17～19 号案件の決定について

今般、福島県産業復興相談センターからの債権買取要請に基づき、福島産業復興機構において、債権買取の第 17～19 号案件を決定しましたので、お知らせいたします。

二重債務問題への対応については、平成 23 年 11 月 29 日（火）、被災事業者の支援にかかる相談体制を構築するため、福島県中小企業再生支援協議会（公益財団法人福島県産業復興センター内）に「福島県産業復興相談センター」を開所しました。また、同 12 月 28 日（水）には、被災事業者の早期の事業再生を支援するため、県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構の共同出資により、「福島産業復興機構」を設立しました。

福島産業復興機構では、以下の事業者について、既往債権者との間で債権譲渡契約を締結した後、被災前から負っていた債務にかかる債権の買取等を行い、その元利金の返済を一定期間棚上げすることによって財務内容の改善を図り、金融機関からの新たな資金調達を支援します。

▽事業者・支援の概要

○ 第 17 号案件（平成 25 年 7 月 23 日決定）

福島県中通り地方の食品卸売業者。従業員数 5 名。震災により倉庫の一部が毀損したほか、原発事故の影響により警戒区域に指定された商圏内の取引が消滅し、さらに風評被害により関東地方への販売が激減したことから、売上が大幅に減少。今般、収益基盤及び財務体質の強化を図るべく事業計画を策定し、必要な資金の調達を容易とするために、債権買取を行うもの。

新規融資については、地元地銀が支援。また、買取対象債権には、地元地銀のほか、政府系金融機関の金銭債権が含まれる。

○ 第 18 号案件（平成 25 年 7 月 29 日決定）

福島県中通り地方の旅館業者。従業員数 18 名。震災により建物設備が損壊したため、グループ補助金の活用等により設備修繕を実施したものの、一部の設備は修繕の見通しが

立たず、さらに原発事故の風評被害により売上が減少するなど、多大な損害を被った。今後、設備の完全復旧を行う上で、既往の金融債務が障害となっていることから、震災前債務について買取支援を行うもの。

新規融資については、地元地銀が支援。また、買取対象債権には、地元地銀・信金のほか、政府系金融機関の金銭債権が含まれる。

○ 第19号案件（平成25年7月29日決定）

福島県中通り地方のホテル業者。従業員数20名。震災により建物施設が毀損し、復旧負担が生じるなど、多大な損害を被った。

震災復興や地域大型施設建設による宿泊需要の増加等を受けて、足元では業績は回復傾向にあるものの、既往の金融債務負担が重く、今後の経営再建の障害となっていることから、震災前の債務について買取支援を行うもの。

新規融資については、地元地銀が支援。また、買取対象債権には、地元地銀のほか、政府系金融機関の金銭債権が含まれる。

以 上